

# グリーン久万郷 クリーン仁淀川

久万高原産廃処分場を止める会

代表 川本博文 0892-21-0706

事務局 鷺野 宏 080-6376-8076

編集長 古田 隆 090-4794-1041

会計 守屋 律郎 0892-50-9501

HP <http://stop-kumakogensanpai.info>

Mail [info@stop-kumakogensanpai.info](mailto:info@stop-kumakogensanpai.info)

# オオノ開発が断念しない限り実行される可能性高い

## 川本代表 本会の活動状況と今後の課題を語る



東明神に産廃処分場が作られそうだという情報を知ってから1年半、止める会ができてきた。1年2ヶ月、物事をよく知り支持者を広げることがきわめて重要になっています。

8月22日開催の産廃処分場を止める会第3回理事会に「大宝砕石が埋めてないと言っていた木の根等を掘り起こしているのを確認して欲しい」との申出があり、翌23日早朝、現場を見に行き、小倉社長に事情説明を求めましたが「いきなり来られても対応出来ない、業務を妨害しないで欲しい」と断られました。同日午後、大宝砕石大野会長から「何時でも会いませう」との電話がありました。8月30日に大宝砕石現場事務所にて、処分場建設計画の撤回を求める3社(TO・オオノ開発・大宝砕石)宛の要請書を提出しました。掘り起こしていると思われる木の根・木片等は、「埋設物の掘り起しではなく、今治加工の依頼で木質バイオマスの材料として仮置きして



小倉社長からは「今まで町の為に尽くしてきた。これからはその気持ちに変わりたい。町や地域の将来を見据えて皆さんにとって必要なものを造りたい。皆さんや地域のために思っている計画に取り組んでいく。処分場予定地は現状でも一滴の水も漏れることはない」とのお答えでした。また、今治加工に依頼された木質バイオマスの

いた林道開設にともなう障害木、木根等の場所を移動した、違法なことは行っていない」とのこと、移動先の現物を確認しました。10月11日、大宝砕石現場事務所にて、石丸副代表とともに大野会長、小倉社長と面談を行いました。8月30日の3社への要請については、大野会長から「双方(TOと止める会)の面子が立つよう取り計らいたいのではありません。自分からさせて欲しい」との回答がありました。地元同意を得られない場合の計画の行方については、大野会長からは「昨年12月25日にお答えしたとおり」、

材料の仮置きについて「今治加工から直接依頼されたのではなく、成川木材の仲介による依頼である」との説明がありました。問い合わせてみると、今治加工、成川木材ともにそのような依頼の事実はないとのことでした。事業計画概要書記載の許可申請に係る土地(処分場予定地)37筆のうち36筆は平成23年11月に所有権が大宝砕石からオオノ開発へ移転しています。

この産廃処分場設置計画は、オオノ開発が断念しない限り、地元同意が無くても実行に移される可能性が極めて

平成25年8月30日  
オオノ開発 株式会社  
代表取締役社長 大野照旺殿  
久万高原町  
産業廃棄物処分場設置を止める会  
代表 川本博文  
副代表 石丸 常  
事務局長 鷺野 宏  
調査役 山之内 敏秋  
採石場跡地に関する要請

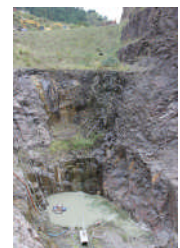
平成25年8月30日  
(株)TO社  
社長 小倉澄夫殿  
産業廃棄物処分場設置を止める会  
代表 川本博文  
副代表 石丸 常  
事務局長 鷺野 宏  
調査役 山之内 敏秋  
採石場跡地に関する要請

平成25年8月30日  
(有)大宝砕石工業  
社長 小倉澄夫殿  
産業廃棄物処分場設置を止める会  
代表 川本博文  
副代表 石丸 常  
事務局長 鷺野 宏  
調査役 山之内 敏秋  
採石場跡地に関する要請

貴社出資の(株)TO社が計画していました。(有)大宝砕石工業社の採石場跡地へ産廃最終処分場等の施設を設置しないようご指導くださるようお願いいたします。  
上記施設が、源流に設置されれば流域及び地域の自然環境が壊され、地域住民・動植物が安全に生きていけません。  
地域住民(久万郷・久万郷出身者・仁淀川流域高知県住民等)がごぞって設置しないでくださいと叫んでいます。  
どうか、出資親会社、土地所有者としても上記のことを御発言頂き、久万郷及び仁淀川流域高知県関係地域の自然環境と住民を守ってくださるようお願いいたします。

貴社採石場跡地へゴミ処分場・産廃最終処分場等の施設を設置しないでください。  
上記施設が、源流に設置されれば流域及び地域の自然環境が壊され、地域住民・動植物が安全に生きていけません。  
地域住民(久万郷・久万郷出身者・仁淀川流域高知県住民等)がごぞって設置しないでくださいと叫んでいます。

貴社採石場の「跡地を緑地化する」という原則に則り、跡地を埋め戻して頂くよう要請します。



て高いと判断されません。この計画は、TOが愛媛県との事前協議に入る前に何としても阻止しなければなりません。そのためには無駄と思われることでも今できることを一つひとつ積み上げていく、その模索と積み重ねの中から計画断念に繋がる運動・方策を見出しているのではないのでしょうか。

# 処分場予定地はほぼ大宝採石からオオノ開発所有へ

## 10/26 役員4人で現地見学 不安払拭できず

採石場の掘り下げた巨大な穴(100万立方メートル)に大量の水がたまって、雨後の機会に現地見学を要望し、実現したものです。



参加しました。大宝採石は、水がたまって採石の作業ができないときは3台のポンプでくみ出しているとのことですが、安山岩の丈夫



な岩盤といったものに、割れ目を持ったゾーンや摂理・破砕帯が見られること、垂直に近い法面の遮土工は物理的に不可能という関口鉄夫先生の指摘を納得する



# 久万高原町・仁淀川町の 議会議長に陳情書提出

11月11日の第4回理事会で承認された久万高原町議会と仁淀川町議会への陳情は、久万高原町が11月20日、仁淀川町が11月25日、議員に諮ってみるといふことで、議長に受理されました。書面は下の通りです。

**産業廃棄物最終処分場建設計画反対 陳情書**  
産業廃棄物処理法第101条の4に基づき、久万高原町東明町の砕石堆積地に計画している産業廃棄物最終処分場の建設計画に反対致します。

建設計画の計画には、岩盤に割れ目を持ったゾーンが広く分布し、いたるところに風化の進行した岩盤や多量の裂隙帯（裂隙に沿って節理が露出される状態の部分）があり、この穴にゴミを詰めれば汚染水は標高400mのところまで浸透し、有害物質による汚染物は避けられません。

仁淀川町の議員は、砕石堆積地の地質構造から、汚染水の浸透が非常に速く、地下水汚染の危険性が非常に高く、しかも、汚染水が周囲の環境に悪影響を及ぼす恐れがあることを指摘し、町議会に反対する決議を求めました。

- 1 近隣市の議会に、議会に対し産業廃棄物処理法第101条の4に基づき、久万高原町東明町の砕石堆積地に計画している産業廃棄物最終処分場の建設計画に反対する決議をしていただくよう働きかけていただきます。
- 2 近隣市の議会に、議会に対し産業廃棄物処理法第101条の4に基づき、久万高原町東明町の砕石堆積地に計画している産業廃棄物最終処分場の建設計画に反対する決議をしていただくよう働きかけていただきます。



建設計画の計画には、岩盤に割れ目を持ったゾーンが広く分布し、いたるところに風化の進行した岩盤や多量の裂隙帯（裂隙に沿って節理が露出される状態の部分）があり、この穴にゴミを詰めれば汚染水は標高400mのところまで浸透し、有害物質による汚染物は避けられません。

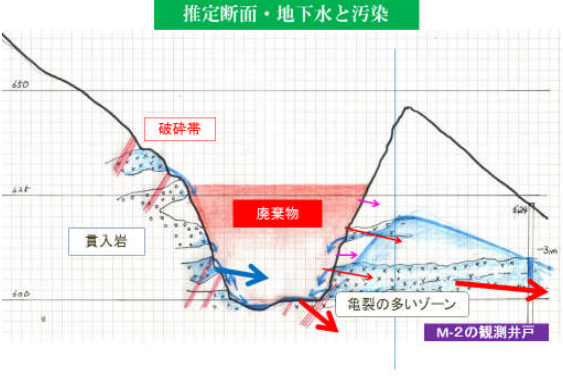
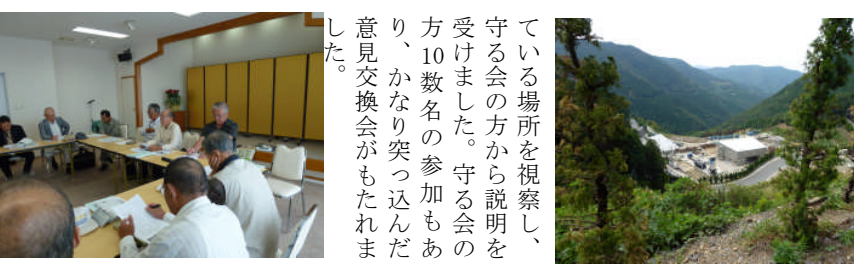
建設計画の計画には、岩盤に割れ目を持ったゾーンが広く分布し、いたるところに風化の進行した岩盤や多量の裂隙帯（裂隙に沿って節理が露出される状態の部分）があり、この穴にゴミを詰めれば汚染水は標高400mのところまで浸透し、有害物質による汚染物は避けられません。

建設計画の計画には、岩盤に割れ目を持ったゾーンが広く分布し、いたるところに風化の進行した岩盤や多量の裂隙帯（裂隙に沿って節理が露出される状態の部分）があり、この穴にゴミを詰めれば汚染水は標高400mのところまで浸透し、有害物質による汚染物は避けられません。

- 1 産業廃棄物処理法第101条の4に基づき、久万高原町東明町の砕石堆積地に計画している産業廃棄物最終処分場の建設計画に反対致します。
- 1 委員に対し、産業廃棄物処理法第101条の4に基づき、久万高原町東明町の砕石堆積地に計画している産業廃棄物最終処分場の建設計画に反対する決議を可決し、告知事項を提出していただきます。

## 元気塾 三瓶の闘いに学ぶ現地交流会

8割三瓶全域の人が飲料水に悩んでいる。三瓶の闘いとは、久万高原町と仁淀川町の間で、元気で元気な暮らしを営むために、水を守る会が立ち上げた。交流会を通じて、水を守る会の活動を知りたい、意見交換をしたいという方が続々と参加している。場所は視察し、守る会の方から説明を受けました。守る会の10数名の参加もあり、かなり突っ込んだ意見交換会がもたれました。



### 久万高原町東明町産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）許認可申請にかかる土地（予定地）について

1 事業計画概要書記載の許認可申請にかかる土地	
久万高原町東明町甲 2168 番地他 3 6 筆	151,632 m <sup>2</sup>
オオノ開発名義 3 6 筆	149,829 m <sup>2</sup> (平成 23 年 11 月 16 日売買、同日 17 日登記)
大宝砕石名義 1 筆	1,803 m <sup>2</sup> (事業用地に隣接；保全区域)
2 許認可申請にかかる土地の所有権以外の権利に関する登記	
東明町甲 2168 番地他 3 6 筆の内、甲 2170 番地 2 他 2 筆 2,384 m <sup>2</sup> を除く 3 4 筆について、土地登記簿権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)欄に	
受付年月日平成 22 年 2 月 18 日、同日設定の根抵当権の記載	極度額 1 億 2 千万円
債務者 久万高原町東明町乙 782 番地 株式会社 NT	根抵当権者 株式会社 愛媛銀行
受付年月日平成 23 年 10 月 17 日、同日解約の根抵当権抹消の記載	極度額 1 億円
債務者 久万高原町菅生 2 番耕地 1370 番地 有限会社大宝砕石工業	根抵当権者 松山市鶴川一丁目 2 番 33 号 大野義廣
受付年月日平成 23 年 10 月 21 日、同日解除の根抵当権抹消の記載	
3 株式会社 NT と株式会社 TO について	
株式会社 NT	株式会社 TO
設立年月日 平成 21 年 5 月 20 日	平成 23 年 11 月 15 日
資本金 1,000 万円	100 万円
目 1 産業廃棄物最終処分業 (管理型最終処分場)	1 産業廃棄物最終処分業 (管理型最終処分場)
2 産業廃棄物収集・運搬業	2 産業廃棄物収集・運搬業
3 一般廃棄物最終処分業	3 一般廃棄物最終処分業
4 一般廃棄物収集・運搬業	4 一般廃棄物収集・運搬業
5 家屋解体業	5 家屋解体業
6 前各号に付帯関連する一切の事業	6 土工事業
	7 砕石業
	8 前各号に付帯関連する一切の事業